

消食基第 214 号
令和 8 年 5 月 1 日

食品安全委員会事務局評価第一課長 殿
食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度食品健康影響評価依頼等について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1128001 号別添の別紙 1) に基づき、令和 8 年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙 1 のとおり提出します。

また、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成 18 年 6 月 29 日付け府食第 542 号別添) に基づき、推定摂取量の試算を行い、暫定基準の見直し案について報告しているところですが、令和 7 年度に暫定基準を見直した動物用医薬品について、推定摂取量の試算結果等を別紙 2 のとおり報告します。



令和 8 年度食品健康影響評価依頼計画

消費者庁食品衛生基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 760 物質^{※1}について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて評価に必要な資料の収集及び整理ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。令和 8 年 3 月 31 日時点では、暫定基準を設定した 760 物質のうち、これまでに 722 物質について評価を依頼し、そのうち 611 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

2. 暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 38 物質のうち、現時点において資料を収集できているもの及び資料の有無を確認中のものが 28 物質（別添 2 の分類 1、2 及び 3）、資料を収集できていないものが 10 物質（別添 2 の分類 4）となっている。

前者については、食品安全委員会事務局と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。なお、前者のうち農薬等として国内での登録、承認等がある物質については、農薬の再評価が進められていることも踏まえて、農林水産省と調整をした上で、食品安全委員会事務局と協議することとしている。

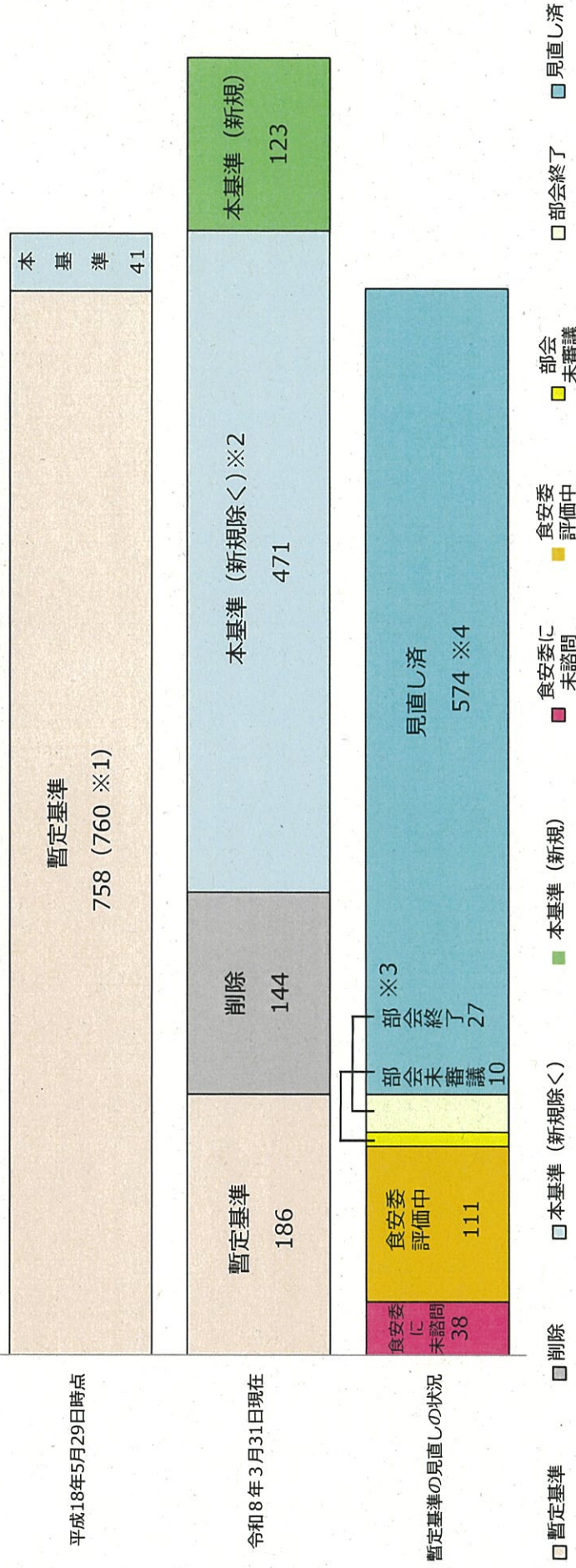
後者については、毒性や残留試験データだけではなく、使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多いことから、資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置の実施を検討するとともに、現在の暫定基準の妥当性について評価を依頼することも検討する。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質であっても、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

3. 令和 8 年度の食品健康影響評価依頼計画について

食品健康影響評価の依頼を行っていない 38 物質のうち、食品安全委員会事務局と協議中の 2 物質（別添 2 の分類 1）については、資料の整理ができたものから評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

※¹平成 18 年 5 月時点の暫定基準は 758 物質であるが、暫定基準見直しの結果、一部で品目の統合や分割を行っており、現在の品目数に合わせて集計している。

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況



※1 平成18年5月29日時点の暫定基準設定品目数について、品目の分割及び統合を考慮し、現在の基準設定品目数に合わせて集計すると760になる。
 なお、暫定基準の見直しの結果「ニトロフラン類」は「ニトロフラン」、「ニトロフランイン」、「ニトロフラントイン」、「フラリドリン」及び「フラリドリン」の4品目に、「ポリオキシシン」は「ポリオキシシンD亜鉛塩」及び「ポリオキシシン複合体」の2品目に分割し、「アルジカルブ」及び「アルドキシカルブ」は「アルジカルブ及びアルドキシカルブ」に、「ピラントール」及び「モランテル」は「ピラントール及びモランテル」に統合した。グラフの中段及び下段は現在の基準設定品目数に合わせた集計である。
 ※2 『本基準(新規除く)』は、ポジティブリスト制度導入後の新規剤の本基準を除く。
 ※3 『部会終了』には、一度部会で審議された後、再審議を予定している剤を含む。
 ※4 『見直し済』は、暫定基準見直しの告示済みのもの及び暫定基準見直しの結果、不検出基準を維持したものを含む。

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

分類	物質数	内 容
1	2	食品安全委員会事務局と協議中
2	5	消費者庁で確認中（農薬等として国内登録・承認・指定があるもの）
3	21	消費者庁で確認中（農薬等として国内登録・承認・指定がないもの）
4	10	資料未入手

分類	番号	品名	英名	主な用途	農薬 農薬法	医薬品 医療機器法	飼料法	Codex	JECFA	JMPPR	登録参照国				
											米国	英州	EU	カナダ	NZ
1	1	クロピドール	CLOPIDOL	農薬・動物薬、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤											
1	2	プロホキスル (プロホクスル)	PROPOXUR	農薬・動物薬、殺虫剤		○				○			○		
2	3	ジチオカルバマート	DITHIOCARBAMATES	農薬、殺菌剤、臭気剤、防虫剤、防線虫剤	○			○		○					○
2	4	トリクロルホン	TRICHLORPON	農薬・動物薬、殺虫剤					○	○					○
2	5	リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬、殺虫剤、殺菌剤	○										○
2	6	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬・動物薬、殺虫剤		○									○
2	7	臭素 (臭化メチル)	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬、殺虫剤	○					○					
3	8	1,2-ジクロロプロパン	1,2-DICHLOROPROPANE	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											
3	9	1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	1,2-DIBROMO-3-CHLOROPROPANE	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											
3	10	1,2-ジブromoエタン	1,2-DIBROMOETHANE	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											
3	11	DDT	DDT	農薬、殺虫剤						○					
3	12	インプロピロン	ISOPROTURON	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											○
3	13	エンドリン	ENDRIN	農薬、殺虫剤、ダニ駆除剤、殺虫駆除剤						○					○
3	14	オルトフェニルフェノール (OPP)	2-PHENYLPHENOL	農薬、殺菌剤						○					○
3	15	クロロトルロン	CHLOROTOLURON	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											○
3	16	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬、殺菌剤						○					○
3	17	テルブチラジン	TERBUTHYLAZINE	農薬 (ミネラルウォータールーにのみ基準あり)											○
3	18	ドジン	DODINE	農薬、殺虫剤						○					○
3	19	トリアジメホン	TRIAZIMEFON	農薬、殺虫剤						○					○
3	20	トリアレート	TRIALATE	農薬、殺菌剤						○					○
3	21	ピアラホス	BILANAFOS(BIALAPHOS)	農薬、殺菌剤						○					○

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取付法	医薬品 医薬品取付法	飼料法	Codex	JECFA	JMPR	基準歩留国				
											米国	東州	EU	カナダ	NZ
3	22	ピンドン	PINDONE	農薬・殺菌剤											
3	23	フェノプロブ	FENOPROP	農薬 (ミネラルウォーターにのみ含まれる)											
3	24	ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬 (ミネラルウォーターにのみ含まれる)											
3	25	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺菌剤・血液凝固阻害剤											
3	26	二酸化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・殺菌剤・殺虫剤											
3	27	ヒオレスメトリン	BIRESMETHRIN	農薬・殺虫剤											
3	28	プロバクサップ	PROPAQUAZOP	農薬・殺菌剤											
4	29	2,6-ジイソプロピルピロアブタレン	2,6-DIISOPROPYLNAPHTHALENE	農薬・殺菌剤・殺虫剤											
4	30	オメトエート	OMETHOATE	農薬・殺菌剤・殺虫剤											
4	31	キノトゼン (PCNB)	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤											
4	32	ピタルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤											
4	33	トリアジメノール	TRIADIMENOL	農薬・殺菌剤											
4	34	トリフルアロン	TRIFLUMURON	農薬/動物薬・殺菌剤											
4	35	ナプロパミド	NAPROPAMIDE	農薬・殺菌剤											
4	36	ヘキサクロロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	農薬・殺菌剤											
4	37	メトキシクロール	METHOXYCHLOR	農薬・殺菌剤											
4	38	二塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	農薬・殺菌剤											

・修訂情報として平成28年度時点にて登録や基準値設定がなされている農薬等について「○」印を付けた。

